

四万十町条例第 18 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成 18 年四万十町条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第 3 号、第 7 条の 2 及び第 23 条において同じ。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

（3） 特定継続世帯 11,850 円

第 7 条の 2 第 1 号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（3） 特定継続世帯 4,725 円

第 23 条第 1 号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 8,295 円

第 23 条第 1 号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 3,308 円

第 23 条第 2 号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 5,925 円

第 23 条第 2 号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 2,363 円

第 23 条第 3 号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 2,370 円

第 23 条第 3 号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 945 円

附則第 19 項中「第 3 項」を「第 4 項及び第 5 項」に、「第 36 条」を「第 35 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第19項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の四万十町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第19項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。